

2017年11月27日

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構  
理事長 天野 藤男 様

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰 徳  
【連絡先（事務局）】担当：袋井  
〒540-0033大阪府中央区石町一丁目1番1号  
天満橋千代田ビル2号館  
TEL.06-6920-2911  
FAX.06-6945-0730  
E-mail : info@kc-s.or.jp  
HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

## 要請書（その4）

簡易生命保険の契約者への告知をめぐる問題について、当団体の要請に対し、2017年10月2日付にて「回答に係る各種資料の送付について」という文書と共に、貴機構が現在予定されている契約者への送付資料の案を送っていただきました。対応いただき、ありがとうございました。

当団体において各種資料の改訂箇所につき確認しましたところ、当団体からの要望を概ね取り入れていただいていると評価しております。

ただし、依然として不十分な部分を残しており、契約者の正確な理解のためには、以下の改定等が必要と判断しました。また、改定箇所の表現の不統一が散見されますので、併せて修正をしていただきたく要請いたします。

2017年12月25日までに文書にてご回答ください。

なお、前回同様、本「要請書（その4）」は、消費者契約法第12条に基づくものではなく、消費者団体としての任意の要請です。

## 要請

### I 送付いただいた資料に関する修正について

10月2日付で送付いただいた資料に関して、以下の修正を求めます。

1. 「ご契約ハンドブック」 5 ページ目「主なお手続きのご案内」に関して
  - 1) ③の注意書き 2 行目後半、「相続人であっても遺族として保険金を受け取れない場合がある」を赤字で強調してください。
  - 2) 同 4 行目の「※遺族には、民法における代襲相続と同様の仕組みはありません。」を「※遺族には、民法における代襲相続と同様の仕組みはなく、甥姪・ひ孫等は含まれません。」と修正してください。
  
2. 「相続の手引き」 4 ページ目「2 相続に関する基礎知識」に関して  
「被保険者を中心とする遺族関係図」の下段の注書きを以下の順序に並べ替え及び修正をしてください。
  - 注 1 遺族には、民法における代襲相続と同様の仕組みはなく、甥姪・ひ孫等は含まれません。
  - 注 2 指定された死亡保険金受取人が既に死亡されている場合、死亡保険金受取人が指定されていないこととなりますので、ご注意ください。
  - 注 3 簡易生命保険の保険契約の場合、（被保険者の）遺族に該当する者がいないときは保険金は支払われず、その保険金は他の加入者の配当原資に充てられます。
  - 注 4 かんぽ生命の保険契約の場合、（被保険者の）遺族に該当する者がいないときには、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
  
3. 「保険金等のご請求について」 6 7 ページ目「用語の解説」に関して
  - 1) 「遺族」欄中、冒頭の第 1 文に以下のとおり「 」内の文言の追加を求めます。

死亡保険金受取人が指定されていない場合または被保険者が死亡する前に指定された死亡保険金受取人が死亡した場合は「死亡保険金受取人が指定されていないことになり」、被保険者の遺族が死亡保険金受取人になります。
  - 2) 「遺族」注書きの順序の並べ替え及び追加・修正を求めます。
    - ※ 1 遺族には、民法における代襲相続と同様の仕組みはなく、甥姪・ひ孫等は含まれません。
    - ※ 2 簡易生命保険の保険契約の場合、（被保険者の）遺族に該当する者がいないときには保険金は支払われず、その保険金は他の加入者の配当原資に充てられます。
    - ※ 3 かんぽ生命保険の保険契約の場合、（被保険者の）遺族に該当する者がいないときには、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人

が死亡保険金受取人となります。

4. 「簡易生命保険の財形年金 養老保険における同種増額」 ご契約のしおり・約款 7 ページ目「第 5 保険金または年金の受取人および受取方法」に関して  
「ご注意」書き第 1 文「上記の表に掲げる方がどなたもおられない場合には」を「上記の表に掲げる遺族に該当する者がいないときは」とするなど、表現を統一されるべきです。
5. 以上の要請に関し、いつごろまでに修正が可能か目途をご教示ください。

## II その他の要請

1. 貴機構が「ご契約ハンドブック」を本年 10 月以降に契約者に発送される際に、上記各修正後の「ご契約ハンドブック」に加え、各修正後の「相続のてびき」4 ページ目「2 相続に関する基礎知識」(1 枚)を同封してください。
2. 仮に「ご契約ハンドブック」が既に発送されている場合、修正後の「相続のてびき」4 ページ目「2 相続に関する基礎知識」(1 枚)を、直ちに契約者に発送してください。
3. 「簡易生命保険の財形年金 養老保険における同種増額」 ご契約のしおり・約款 (以下、「本約款」といいます。) は、「必要に応じてお客様に手交」されることですが、本約款 7 ページ目「第 5 保険金または年金の受取人および受取方法」中、「ご注意」書きにおいて、「上記の表に掲げる方がどなたもおられない場合には、保険金をお支払いできませんので、あらかじめ、保険金受取人を指定してください。」とあります。  
本約款は同契約者全員もしくは保険金受取人を指定されていない契約者全員に事前に周知しておかないと意味をなさないものになりますので、「必要に応じて」ではなく、今回の改訂後順次、同契約者全員もしくは保険金受取人を指定されていない契約者全員に手交もしくは発送してください。
4. 郵便局の窓口において、旧簡保契約の受取人確認や遺族が不存在の際には、例え相続人がいる場合でも保険金は支払われず、最終的に他の契約者の配当原資になる旨の注意案内等を掲示してください。

以上